

捕獲実施計画書

ver.1.01

年度	振興局名	地域名
7	上川	旭川鷹栖・嵐山地域

【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
旭川市及び上川郡鷹栖町に所在する嵐山鳥獣保護区及び周辺	国有林 市有地 国土交通省	テ521・テ522・テ523 テ524・テ621

【捕獲事業の目標】

旭川市及び鷹栖町は北海道のほぼ中央に位置し、道内2番目の都市である旭川市とそのベッドタウンの面を持つ鷹栖町と合わせて約32万人が暮らす、農業や木工業等が盛んな地域である。

両市町の農業被害は令和6年度で約1,800万円に及び主に水稻に被害が発生している。エゾシカが関係する交通事故も令和6年中に73件発生している状況である。旭川市及び鷹栖町の全域を対象としたエゾシカ捕獲事業が、それぞれの両市町で実施され、年間280頭から450頭程度が捕獲されているが、被害軽減や生息数減少の効果はみられていない。

本地域は鳥獣保護区に指定されており、国有林と市有地に区分され、市有地は旭山公園として散策路や展望台、展示休憩施設等が整備されている。嵐山公園の北東部はスキー場として整備されたが現在は閉鎖されている。また、南に流れる石狩川、石狩川に合流するオサラッペ川は特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されている。

嵐山公園は全般に南斜面となっており比較的積雪量が少なく水場も確保されていることから、エゾシカの越冬適地になっている。このため、冬季は複数の群れが集合し、200頭以上の個体が生息すると推定される。そのためエゾシカによる樹皮剥ぎ、春植物のカタクリ・エゾエンゴサク等の食害、アイヌ文化を伝える笹葺のチセにも被害があるが、鳥獣保護区等に指定されていることなどから、本地域において市町村による捕獲事業は実施されていない。また、冬季間はスノーシュー散策など市民の利用も多くみられることから、銃器による捕獲を実施する場合は安全に十分な配慮が必要である。

道では、本地域において令和5年度から指定管理鳥獣捕獲等事業をわな猟により実施し、令和5年度は27頭、令和6年度に56頭を捕獲し一定の成果を上げている。今年度はさらなる捕獲数の積み上げを目標とする。

また、実施に当たってはセンサーカメラ等の機器を用いエゾシカの動向を調査し、効率的な捕獲に努める。

【地区の概況】

条 件	状 況
生息状況	11月頃から移動型個体は北側の国有林から本地域に集合を開始し、越冬期間は水場のある南端を往来し、その間にある嵐山公園の餌環境に依存しながら、12月から翌春頃までは推定で200頭以上が定着していると考えられる。

別記第4号様式

条 件		状 況
地 形		市の中心部から西方の山岳丘陵地にあり、豊かな樹林地には蛇紋岩土壌の特徴を受けた植生に、学術的にも貴重な植物が多数確認されている。※（公財）旭川市公園緑地協会HPから引用
餌 資 源 量		ハルニシ、オヒョウなどに樹皮剥ぎが確認され、春にはカタクリやエゾエンゴサクなども餌としている。越冬個体を生存させる程度に餌資源量は確保されている。※参考文献【旭川市北方野草園研究報告第9号】
周辺環境	希少動植物	クマゲラの生息地となっており、オジロワシの渡来も確認されているほか、環境省レッドデータブック掲載の植物も存在する。 ※参考文献【旭川市北方野草園研究報告第9号】
	人間活動	風致公園として散策路、展望台などが整備され、植物が開花する4月下旬から9月下旬頃までは、多くの市民が憩いの場として訪れる。冬季もスノーシュー散策などの利用が多くある。
そ の 他		本地域には道央自動車道や JR 函館本線が横断しており、エゾシカを起因とする通行支障が発生している。

【猟法・捕獲手法】

猟法（捕獲手法）	実施期間	場所	目標頭数	考え方
わな	令和7年 12月 ～ 令和8年 3月	嵐山鳥獣保護区及び周辺のうち嵐山公園を中心とした区域	60頭	【実施期間】 ヒグマの錯誤捕獲発生を避けるため、冬季間とする。 【目標頭数】 ・推定生息数 200 頭×増加率 25%以上 ・50 基×20 日×CPUE0.06

【実施体制】

- ・捕獲事業について、認定鳥獣捕獲等事業者に委託し実施する。
- ・事業計画や事後検証について、関係機関からなる調整会議を開催し、意見交換を行う。

区 分	内 容
わな猟	<ul style="list-style-type: none"> ・わな猟はくくりわなによる捕獲とする。 ・わなは 50 基以上設置し、20 日以上実施する。 ・自動撮影カメラを設置しエゾシカの動向を把握する。 ・捕獲個体回収等の作業にスノーモビルの使用を検討する。 ・ICT 機器を利用し作業労力の軽減を図る。 ・錯誤捕獲があった場合は原則として放獣する。ただし外来鳥獣が捕獲された場合は、この限りではない。 ・わなで捕獲された個体の止めさしには装薬銃を使用しない。（電気止さし器又は空気銃を使用する） ・誘引餌の一つに街路樹等の剪定枝を使用しその効果を精査する。 ・近隣住民に対しアンケート調査を実施するなどし、事業評価や成果の検証に資する。

【関係法令、規則等】

規制内容	根拠法令等	概要	申請先	備考
エゾシカの捕獲	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	従事者証の交付	北海道（上川総合振興局）	

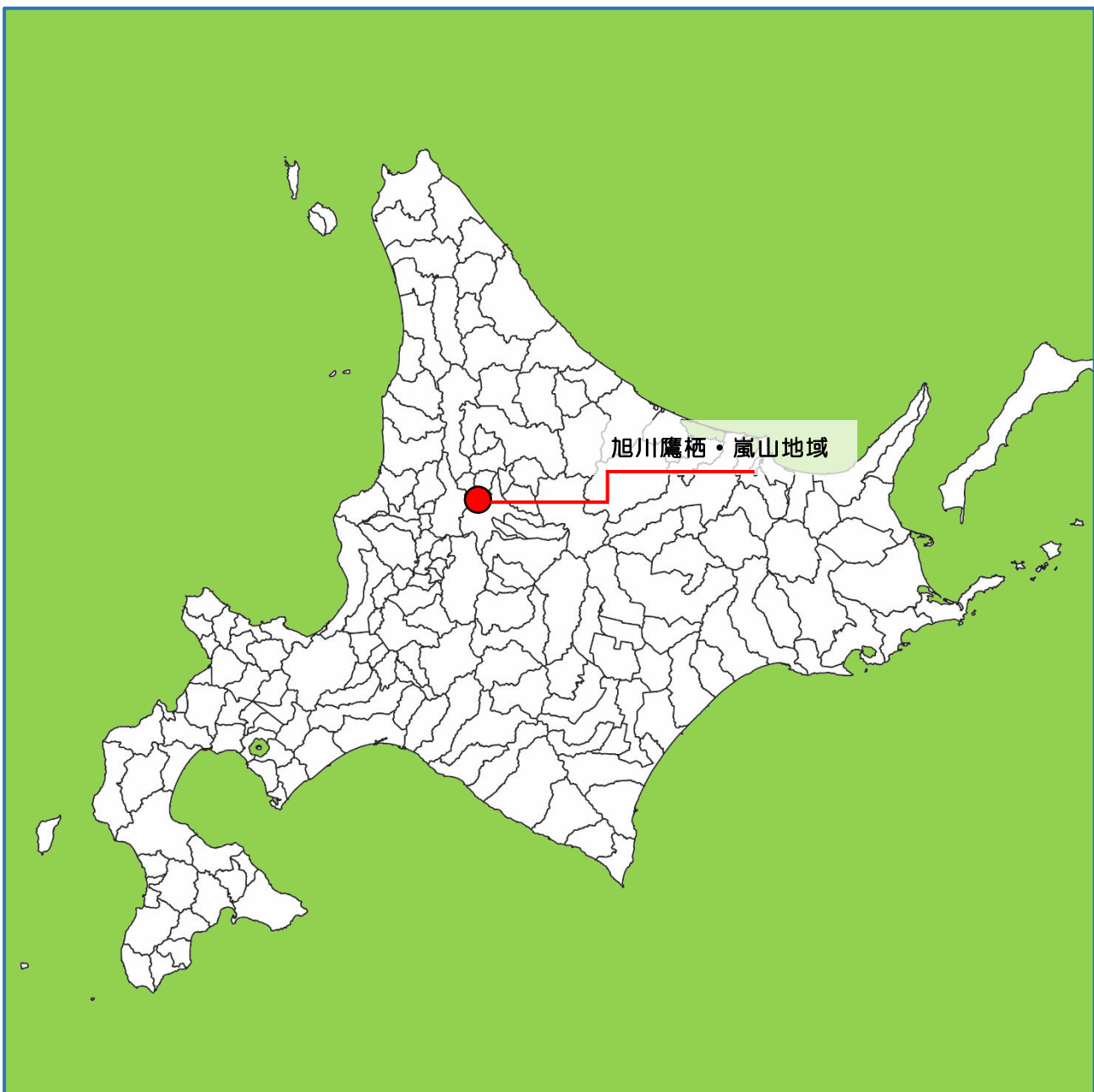
別記第4号様式

規制内容	根拠法令等	概要	申請先	備考
外来鳥獣の捕獲	同上	捕獲許可証及び 従事者証の交付	同上	
土地の立入り・ 使用		わなの設置等	地権者等	

【有効活用】

区分	対象	主な搬出先	住所
食肉活用	※食肉利用等の有効活用に努めるが、食肉処理施設等への搬入が困難な 場合や有効活用に適さない個体は、一般廃棄物として適正に処理する。		
ペットフード			
一般廃棄物処理			

【捕獲実施位置図】



別記第4号様式

【捕獲実施区域図】

嵐山鳥獣保護区はNo.141 が示す区域

